

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO90

発行責任者 畑中 正好

発行日 2012年3月19日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

県議政務調査費返還請求住民訴訟

判決期日 来年1月29日午後1時15分

いよいよ判決！

提訴以来約4年半審理して結審

07年8月提訴以来、約4年半、和歌山地方裁判所で審理されてきた県議・政務調査費返還請求住民訴訟は、1月31日に行われた裁判で結審しました。判決期日は、1年後の来年1月29日午後1時15分と指定されました。

07年8月に提訴した県議政務調査費返還請求住民訴訟は、1月31日に行われた裁判で審理が終結し、判決期日が、来年1月29日午後1時15分と指定されました。

これらの議員に返還請求するよう求めていたものですが、

提訴は、使途の透明

化と、公金で支出するに、妻や親族を雇用したとする支出があり、公金の支出としては許されないと考えたから

訴訟の対象とした事務所費、事務費、人件費の3項目の支出について、領収証の添付

が一切義務づけられていないことから市民の

目線でチェックすることができず、公金で負

担するには相当ではない支出の混入が疑われたので対象としたのでした。

また、人件費の支出に、妻や親族を雇用したとする支出があり、公金の支出としては許されないと考えたから

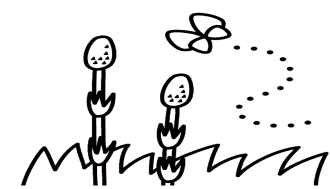
裁判は、この間、25回行われました。

裁判を通じ明らかに

なつた発育育毛剤、歯みがき、ヘルメットなどの支出、妻や親族の

雇用費への支出、支出した経費にかかる他の活動との按分、作成が義務づけられている会計帳簿の提出のない支出、日常的な政調事務所設置の有無などに対する裁判所の判断が注目されます。

期日は、一年後に指定されましたがいよいよ判決です。



選挙運動費用・予備ポスター必要性をさぐる

予備ポスター1割以内で対応可能

阪谷 いよいよ判決です
ね、政調費裁判の。

井上 判決は、待ち望んでいたことですが、

1年後とは、少しビツクリしました。遅くても秋頃だろうと予想していましたが。

アンケート実施

予備ポスター

使用状況調査

阪谷 さて、2月27日に、県議の予備ポスター活用状況のアンケート結果を公表しました。

畑中 はい。

阪谷 それは、昨年末に送付していた件ですね。

畑中 ええ。

迫間 確か、予備ポスターとは、掲示場数を超えて作成された

ポスターのことで、それが、どう用途されているかを把握するためでした。

畑中 そうです。

井上 和歌山市では、予備の公費負担を認めていないのに、県は、掲示場と同数の予備を認めている。この予備の必要性をさぐ

るため、じゃなかったですか。

畑中 そうです。また、「節約」を促進させる目的もありました。

阪谷 分析の結果、結論的には？

畑中 予備を認める合理性が認め難く、公

費負担の上限枚数として

は和歌山市のよ

うに掲示場数と同じ

枚数で十分であると

いえました。

井上 そもそも、違いといえば、2日の選挙運動期間のみ県議

選の方が長いだけで

すから、それでポスターの毀損が増える

とは考え難い。

掲示ポスターの

張り替え

僅か0・5割

迫間 調査の結果から

すると、どのような

ことが分かりましたか？

畑中 予備としては1割以内で足りていた

ことです。

井上 掲示場数の、です

か。

畑中 そうです。まず、回答者27名が実際に

張り替えた枚数をカ

ウントしました。中

には、枚数を特定で

きず10〜20という方

もありましたのでそ

の中間で合計すると

625枚であり上限

では635枚でした。

その枚数ですが、選挙区によって、掲示場数が異なります。そこで、掲示場数を基礎として掲示ポスターの張り替え割合を算出しました。

迫間 その結果は？

畑中 27名の掲示場数の合計は1万2309でした。だから約0・5割の張り替え割合でした。

井上 なるほど。でも、個人によって張り替

えは異なるのではないですか。

畑中 それはほぼあり得ません。張り替えることが予想される

場面と言えば、雨・

嵐などの自然条件あ

るいは人為的に毀損

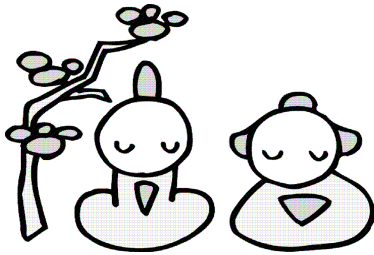
される場合です。

阪谷 貼ったポスター

がはがれたりするよ

うな自然条件を想定

すると、嵐のような



作成された予備7467枚のうち 6832枚使途されず

荒れる天候の場合です。複数候補者のポスターが貼られている掲示板の1ヶ所だけ天候があることはあり得ないと。

井上 そのようなことあれば漫画の世界ですよ。

迫間 漫画の世界でもないのでは。

畑中 ですね。また、人為的な毀損は、そのようなことをすると法律で罰せられる仕組みになっていきます。この選挙で、特定の候補者が人為的に大量に毀損されたような話や噂も聞かれません。

井上 それで、個人的に異なることはほぼあり得ないと。

畑中 そうです。今回の回答に、裏面がノリ付きになっているので最初に貼付する

際、失敗して張り替えた、という回答を寄せた方が2人ありましたが、張り替えが必要なのはそのような場合とみてよいでしょう。

阪谷 風雨等による毀損は、ほぼ考えられないと。

畑中 無いとは言いつれないことをよいことに、理由にしていると考えられます。

井上 張り替えの失敗であれば、数枚程度であれば十分じゃないですか。

迫間 というより、失敗の分まで、公金でフォロワーすることはない。

畑中 アンケートの回答数値からすれば、1割以内で足りていることが分かりましたが、実態はもっと少ないのかも知れませんね。

予備ポスター

使途した割合

0・85割

迫間 予備の使途率とこのもだしてしました。

畑中 そうです。作成できる予備が100%作成されていますので、作成された予備がどの程度使われたのかを見たので

す。その割合は約0・85割でした。

井上 それは……。

畑中 回答者27名が作成した予備ポスターを合計すると7467枚でした。そのうち張り替え数が上限で635枚でしたので、その割合になります。

阪谷 作成されたポスターの使途された割合が1割にも満たないことは分かりました。とすると作成されたが使われなかったポスターの割合が約9・15割になり

ますね。これは問題ですよ。

井上 使途されなかったポスターが多すぎます。それは問題だ。

畑中 枚数でいうと、7467枚のうち6832枚が使われていないのです。

使途されない

ポスター

「破棄」

迫間 ところで、使われなかったポスター、どうなるのですか。

畑中 それは破棄する以外にないのです。掲示場に掲示するポスターです。他に使ったものは対象外だから。

井上 えっ、それはもつたない。

畑中 ね。節約意識が薄いと、声を大にし

使途されなかった

予備ポスターの割合9・15割



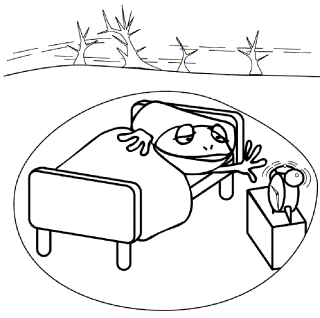
公費負担外の事務所や室内用に活用したと回答

前川勝久、須川倍行、池口公二氏ら

て言っていることが理解していただけるでしょう。

阪谷 そのような程度では、節約の問題ではなく、必要性がない、公金で賄う必要性がないというべきですよ。

畑中 そのとおり。それに、公費負担の対象外に使用したものを



を含めていた人がいることも分かりました。

迫間 それは、不正請求の類になるのじゃ。

畑中 そうです。予備の部分が半ば悪用されているのですから、予備は公金負担すべきではないというべきです。

予備の作成率

1割以内
谷口和樹氏
服部一氏
鈴木太雄の
僅か3議員

井上 少し話を戻しますが、予備が1割以内で足りているというところから、予備の作成率が1割以内の人を節約意識が高い人達と評価していました。

畑中 そうです。それに該当する方は回答者では、田辺市選挙区の鈴木太雄議員の1名でした。作成率が約0・99割。

迫間 未回答の方も分かりますか。
畑中 未回答では、田辺市選挙区の谷口和樹議員と紀の川市選挙区の服部一議員の2人です。

井上 予備作成率は？
畑中 谷口議員がゼロで、服部議員が0・7割でした。

他への活用分は

公費負担の

対象外

迫間 先ほど、不正請求があつたという話がありましたか。

阪谷 それは、他の用途に使用された対象外が含まれていた、ということのようです。
畑中 そうです。アンケートでは、ポスター

1を掲示板に貼付する以外に活用されたか否かを尋ねたのです。

迫間 その回答に、掲示板に貼付する以外に活用したとする回答があつたということですね？
畑中 はい。

阪谷 掲示板に貼付する以外に活用したポスターは公費負担の対象外じゃないですか。
畑中 公費負担の対象ポスターは、掲示場に掲示するポスターですから、そういうことになります。

井上 そのように回答した人は？
畑中 前川勝久氏、向井嘉久蔵議員、須川倍行氏、池口公二氏の4人です。
井上 どのような事に、何枚？

前川氏

選挙事務所に

7枚

向井議員

掲示板以外に

10枚

須川氏

事務所内に

50枚

池口氏

室内用等

200枚

畑中 前川氏は、7枚を選挙事務所内に掲示した、といいます。
迫間 向井議員は？
畑中 向井議員は、どのようなことに活用したのかの記載がなく不明ですが、10枚



前川氏「印刷技術の進歩と紙質の向上で以前ほど

風雨にさらされることは少なくなっている」と！

を掲示板以外に活用した、といいます。

井上 須川氏は？

畑中 事務所内に50枚貼付した、といいます。

井上 結構、枚数多いですね。

畑中 最後の池口氏は、もっと多く200枚です。

迫間 その人はどのようなことに200枚

も？

畑中 室内用ポスター

として選挙事務所や

各支部、個人演説会に使用したといいます。ただ、風水害により張り替え可能な状態で、という注釈が

が。阪谷 意味ないでしょう、その注釈。

井上 張り替え用に使えたとしても、一旦、他に用途されたものは、流用、じゃないですか。

畑中 ええ、実際には使えなくてもよいのですから。

阪谷 とすれば、その4人の掲示板以外に

活用したポスターの作成代は公金で負担すべきものではなかったのだから、受領している該当分の公金の県に対する返還が問題になります。

他へ活用分

公金返還に

発展する問題

井上 返金に発展する回答ということですね。

畑中 返還すべき金額、計算できます。

迫間 そうでした。公費請求の際に、ポスター作成単価が記載されていきました。

畑中 その単価に、他に活用したとする先の4人の回答枚数を掛ければ算出できるのです。

阪谷 なるほど。

畑中 単価は、前川氏510円、向井議員966円、須川氏1650円、池口氏840円でした。

迫間 そうすると、返金すべき金額は、前川氏3570円、向井議員9660円、須川氏8万2500円、池口氏16万8000円になりますね。

井上 県選管に、4人は、自らの告白で、掲示板に貼付する以外に用途したことが

明白ですから、返還請求するべきだと、言いたい。

畑中 おっしゃるとおりです。

13名から

意見

阪谷 意見を求めた回答はアンケートの意見について、どのようない意見があったのでしょうか。

畑中 13名から意見を頂戴しました。

3名は

見直しの方向

阪谷 制度を見直すべきとする意見はありましたか？

畑中 「公職選挙法及び規則の変更、見直しが必要かも！」と

横矢正明氏が述べています。このような見直す方向の意見は横谷氏を含め3名でした。

迫間 その他の意見はどのような……。

前川氏は

少しの予備で

対応可能と

畑中 前川勝久氏は、「最近印刷技術の進歩と紙質の向上で、以前ほど風雨にさらされることは少なくなっているの、少しの予備で対応可能」と。

井上 そうですよ。少しの予備で対応可能だったことは、このアンケート結果でも検証済みですから。

阪谷 そのような状況の変化に対応して公

長坂議員「予備分はどうしても残しておきたい」と

10枚張り替えただけなのに620枚の予備残せとは如何にも過大では？

花田議員「少し多く印刷した」と

352枚の予備作成しながら、それは無いのでは？

費負担制度も見直す
べきです。

河内氏

「公費作成分と
私費作成分の区
別必要」と！

畑中 河内(さいとう)
麻希氏は、「立会演説
会の会場内にもベタ
ベタと貼られていま
した(TVで見た)。
そういう使い方があ

るのだとは知らなかつたのでおどろきました。公費で作った分と自費で作った分はわかるように区別が必要だと思えます。」と。

井上 きません。
井上 そういうこと。
畑中 花田健吉議員は、「9日間、雨・風に破れる事も考え少し多く印刷した」と。
阪谷 花田議員が多く印刷したのは本当に少しだったのですか？
畑中 とんでもない。648掲示場数に対し1000枚作成していますから、予備の作成数は352枚だったのです。

井上 掲示場数の半数を超えて作成しておくながら、「少し多く」には該当しないのでは。感覚を疑います。

向井議員

「印刷の段階で400も500も価格は変わらな
い」と

畑中 向井嘉久蔵議員
議員は、「印刷の段階

で400枚でも500枚でも価格はそんなに変わらないので少し多めに作成した。」と。

全く変わらな
い限り安くする
べき

迫間 それはおかしい。私費で負担するならば、公金に負担を求めないので、求めたから、まったく変わらない限り、少しでも安くして節約するべきです。
畑中 長坂隆司議員は、「経費節減には努め

たいが、はがれたり、毀損する場合がどうしても生ずるので予備分はどうしても残しておきたい。」と。
阪谷 長坂議員には、経費節減に務めた痕跡が見られますか。
畑中 長坂議員は、620の掲示場数に対し1240枚と予備作成率100%です。

井上 じゃ、痕跡はまったくないじゃないですか。
畑中 それに長坂議員の場合、張り替えた枚数は、10枚と言うことでした。



井上 僅か10枚しか張

り替えていないのに、
620枚の予備の作
成はいかにも過大で
はありませんか。そ
れを残せとは。

阪谷 いえてます。

予備をなくして
も制度の有用性
は保てる

中議員の意見は。

畑中 以上が、付され
ていた主な意見です。
井上 とすれば、いず
れも予備を認めるこ
とに合理性のある意
見とは言えませぬね。

畑中 結局、お手盛り
的に認めていると言
い他にない、と私は
思います。

阪谷 ということで、
この辺で。

畑中 中拓哉議員は、

資力の乏しい候補者
でも参加できるため
有用な制度です。」
と。

阪谷 私達が問題にし
ているのは予備の部
分です。予備をなく
しても、中議員のい
う制度の有用性は保
てます。

迫間 そう、制度をな
くせと言ってるので
はないのですから。
井上 的外れですね。



第16回定期総会のご案内

第16回定期総会を下記のとおり行いますので、是非、ござ
ってご参加下さい。

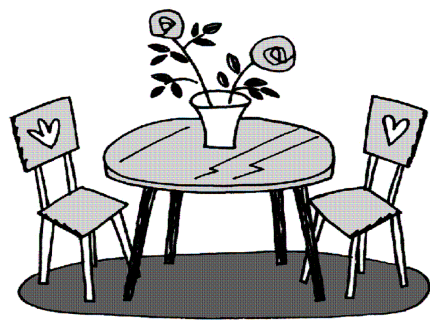
日 時 4月25日(水) PM 6時~

場 所 和歌山合同法律事務所 会議室



当面の予定

- 3月19日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月27日 AM 11:00 ~
県議政務調査費違法支出金返還
請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 3月28日 PM 6:00 ~
第6回全員会議
- 4月23日 PM 4:00 ~
編集会議
- 5月14日 PM 6:00 ~
発送日
- 5月23日 PM 6:00 ~
第1回全員会議



次回会員会議のご案内

日 時 3月28日(水)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい

* 会議の場所が変更されました。お間違いのなきようご注意ください。